

犬山市議会第11号議案

犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するため必要があるからである。

犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

犬山市特別職の職員の給与に関する条例（昭和43年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 市長 981,000円
- (2) 副市長 813,000円
- (3) 教育長 722,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（給料） 第2条 略 <u>(1) 市長 981,000円</u> <u>(2) 副市長 813,000円</u> <u>(3) 教育長 722,000円</u></p>	<p>（給料） 第2条 略 <u>(1) 市長 967,000円</u> <u>(2) 副市長 802,000円</u> <u>(3) 教育長 712,000円</u></p>